

# 飯能市立加治東小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

すべての児童は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等に関する措置

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして、いじめを許さない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、学校全体でいじめ防止に向けた取り組みを実施する。

## イ いじめの早期発見のための措置

### (ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- ・児童対象のいじめについてのアンケート調査 年3回

### (イ) いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

スクールカウンセラー・さわやか相談員の活用  
電話相談窓口の周知と、校内いじめ相談窓口の設置

### (ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

### (エ) 生徒指導体制の充実

毎週職員打ち合わせや毎月の生徒指導会議で、いじめを含めた児童の気になる言動やこれに対する指導について情報交換する。

### (オ) 家庭・地域との連携

面談日・保護者会・学校運営協議会・民生委員児童委員連絡協議会等での情報交換やいじめ防止の啓発を実施する。

## ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### < 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、(市教育センター指導主事・スクールカウンセラー・さわやか相談員)、他必要に応じて各担任・各担当

#### < 活動 >

いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)  
いじめの防止に関すること・取組の進行状況のチェック  
いじめ事案に対する対応に関すること・関係保護者との必要な共有措置  
いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

#### < 開催 >

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は24時間以内に緊急開催とする。

## イ いじめに対する措置

- (ア) いじめを発見した場合・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行うとともに、記録を残す。いじめが疑われる段階であっても、直ちに管理職へ報告し、組織的に対応する。対応の経過については時系列で正確に記録し、適切に保存する。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、飯能市教育委員会及び飯能警察署・児童相談所等と連携して対処する。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「**重大事態**」として取り扱う。なお、「**疑い**」の段階であっても**重大事態**として認識し、組織的対応を開始する。

- (ア) 重大事態が疑われる場合を含め、速やかに飯能市教育委員会へ第一報を行う。
- (イ) 管理職の指示のもと、いじめ防止対策委員会を中心として、速やかに対応体制を整える。
- (ウ) 児童の安全確保及び心理的ケアを最優先とし、事実関係の把握を行う。
- (エ) 飯能市教育委員会と協議の上、必要に応じて外部専門家を含めた調査体制を構築し、公平性・中立性を確保する。
- (オ) 調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切かつ継続的に提供する。
- (カ) 必要に応じて、加害児童の保護者にも適切に説明を行い、協力を求める。
- (キ) 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた具体的な取組を全教職員で共有し、徹底する。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

### 3 年間行事予定

月	取 組 等
4月	「学校いじめ防止基本方針」の共通実践のための確認 いじめ防止委員会
5月	個人面談による実態の把握 人権作文等 いじめ防止委員会
6月	「道徳」を活用した、いじめ防止の取組
7月	児童対象アンケート調査（なかよしアンケート）1 児童からの聞き取り調査1 いじめ防止委員会
8月	いじめ防止に向けた校内研修
9月	個人面談による実態の把握
10月	いじめ防止委員会
11月	いじめ撲滅強調月間の取組 児童対象アンケート調査（なかよしアンケート）2 児童からの聞き取り調査2
12月	「道徳」を活用したいじめ防止の取組 保護者アンケート（学校評価アンケート）
1月	学校評価による取組評価
2月	児童対象アンケート調査（なかよしアンケート）3 児童からの聞き取り調査3
3月	今年度の問題の検討及び成果・新年度の課題の検討 「学校いじめ防止基本方針」の見直し いじめ防止委員会

令和8年4月30日改訂

改訂ポイント

「疑い段階で動く」明文化  
初動（報告・組織対応・安全確保）の明確化  
記録・説明責任・再発防止まで一本化